

平成 15 年 10 月 8 日

「京都御池中学校・複合施設整備等事業提案審査委員会」の設置等について

京都市は、京都御池中学校・複合施設整備等事業の実施に伴い、公平性、透明性を確保し事業を推進するため、学識経験者等からなる「京都御池中学校・複合施設整備等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を、別紙「設置要綱」に基づき設置し、10月5日に委員の委嘱をいたしました。

同日、第1回審査委員会を開催し、設置要綱第4条第2項に基づき、委員の互選により、村田隆紀委員が委員長に選任されました。また、同条第4項に基づき、委員長が、高桑三男委員を副委員長に指名しました。

なお、審査委員会の会議は、事業者及び提案内容に関する情報が公になることにより事業者の競争上若しくは事業活動上の地位その他正当な利益を害し、又は契約に係る事務に関する本市の財産上の利益を不当に害するおそれなど、公正な審議、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから設置要綱第5条第5項で、非公開と定めております。

記

	氏 名	役職等
委員長	村田 隆紀	京都教育大学長
副委員長	高桑 三男	京都市教育委員会教育次長
委員	小幡 寛子	中央青山監査法人公認会計士
委員	岸 道雄	立命館大学政策科学部助教授
委員	柴田 いづみ	滋賀県立大学環境科学部教授
委員	西岡 實	同志社大学指導相談室アドバイザー
委員	平井 義久	京都商工会議所地域開発・都市整備委員会委員長
委員	藤野 英雄	京都御池中学校区代表
委員	町田 玲子	京都府立大学教授
委員	浅野 明美	京都市子育て支援政策監
委員	青柳 敏雄	京都市都市計画局公共建築部長

京都御池中学校・複合施設整備等事業提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市(以下「市」という。)が実施する京都御池中学校・複合施設整備等事業(以下「事業」という。)に関する事業者を競争性、公正性、透明性を確保し選定するため、学識経験者等からの意見を聴取し、審査を行う京都御池中学校・複合施設整備等事業提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)事業者の選定方式の検討に関すること。
 - (2)事業者の募集要項の検討に関すること。
 - (3)事業者の選定基準の検討、作成に関すること。
 - (4)事業者からの応募書類の審査、評価に関すること。
 - (5)事業者の選定に関すること。
 - (6)その他必要な事項に関すること。
- 2 事業者の選定方式として総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験者の意見聴取の手續を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号の一に該当する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1)事業に関し専門的な知識を有する学識経験者
- (2)当該対象施設の関係者
- (3)その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、委員の互選により選任された委員をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を総括する。
- 4 副委員長には、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 審査委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は委嘱した日から平成16年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、京都市教育委員会総務部京都御池中学校・複合施設建設室が行う。

- 2 市が委託したアドバイザー等は、審査委員会の事務局に参加する。
- 3 京都市教育委員会総務部京都御池中学校・複合施設建設室の職員、アドバイザーその他審査委員会に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年9月25日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の審査委員会は、市長が招集する。